

# 2015 6月一般質問全貌

- (川上議長) 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を許します。5番前住孝行議員。
- (前住議員) はい。皆さん、こんにちは。
- ( ) こんにちは。
- (前住議員) 5番前住孝行です。傍聴者の皆さん、また本日よりCMのなくなったインターネット中継でご覧の皆さんお忙しい中ありがとうございます。2ヶ月前になりますけど、4月11日の若桜鉄道SL社会実験には1万3,468名が若桜鉄道沿線に駆け付け、今月にはその経済効果が発表になるということで、その結果が待ち遠しい気持ちで一杯です。鉄道ファンでない私も勇壮に走るSLの姿を間近にすると何か心にこみ上げてくるものを感じました。町内外の方から「SL社会実験は凄かったですね。」と言われまして、自分で撮った動画を見せびらかせましたし、ブログやフェイスブックでも公開させてもらっています。ちなみにその動画再生回数ですけど、866と私が公開した動画の中でも断トツの公開回数ということですので、それで、先日の臨時会の町長の報告の中で、その場の来賓での会話で、「鳥取県、鳥取市、八頭町、若桜町とで支援せんといけんな。」という話になったということをお聞きしました。大変喜ばしいことだと思っております。実際にお客さんを乗せて走る日が1日も早いことを祈念いたしまして通告させてもらっています2つの質問に移りたいと思います。

## 遊休施設利用について

まず、1つ目は遊休施設利用についてです。

4月の教育民生常任委員会で所管施設の視察を行いました。その中で休校しているつく米分校にも入らせてもらいました。ほとんど使われていないこの施設を「もったいないな」という言葉しか聞かれませんでした。平成24年の6月にも同じような質問をさせていただきましたが、結局3年経ちましたが何ら変化はありません。この施設をどのようにされる計画か、お訊ねします。

- (川上議長) 答弁を求めます。小林町長。
- (小林町長) はい。休校しているつく米分校の施設利用計画についてのお訊ねでございますけども、平成24年6月の議会で行ったつく米分校の活用について教育旅行を含めた研修の場の拠点にならないかという前住議員のご質問に、教育長が教育旅行の受け入れや研修の場としての活用についての貴重な提案としてこれから検討するよう答弁もし

ております。氷ノ山は貴重な動植物が生息し、地形や地質、星空、四季を通じた自然環境など多くの学習要素があり、自然体験等の研修の場として最適な場であると認識しております。しかし、研修体験施設としましては響の森がリニューアルされ氷太くんとセットで教育体験旅行の受入先としての活動が始まっております。現在は休校のため教育施設としての利用しかできませんので、活用方法も本当に限られたものになります。また、休校にするにあたっては地元からの要望で廃校ではなく休校にした経過もございますので、まず、教育委員会が廃止に向けて地元のご理解を得るための協議が必要でございますし、学校は地元のシンボリックなものでございますので、活用方法については都会からITの会社を受け入れるとか、氷ノ山の自然を観察する大学の研究所にならないとか、また、一般の企業の誘致ができないか、つく米集落との交流施設はどうか、いろいろ考えられますけども、道路の整備も着々と出来てきますので、そろそろ地元と一緒に活用委員会を作って検討していくべきだと考えているところでもございます。

(川上議長)

前任孝行議員。

(前任議員)

はい。休校ということですので、休校なんで、それ以外なかなか使う道が難しいのかもしれないし、それで、じゃ、もし本当に対象児童が現れたら復活するのかどうかということが本当にまずあるんですけど、その辺、もし、これは町長に訊くべきなのかな。はい。はい。訊かせていただけたらと思いますが、これは教育長ですかね。はい。教育長、もし、答弁がありましたらお願いします。

(川上議長)

答弁を求めます。高木教育長。

(高木教育長)

はい。先程の話ですけども、一応、今は休校ということで自治会の方から、私はその当時教育長ではありませんでしたから詳しいことは分かりませんが、聞いているところによりますと答弁にも書いてあるとおり自治会の方から残すようにということで、休校状態で残していると、学校をとにかく残してほしいという話だったようです。これから県外からとか、いろんな方が来られるかもしれないんですけども、それについて休校を今度は開校するかどうかについては総合的に判断をして、どうするかっていうことはまた協議しないといけんと思っております。すぐ早々に、じゃ、人が来たから休校を解除して、じゃ、やりましょうということにはたぶんならないと、ええ、思っております。はい。

(川上議長)

前任孝行議員。

(前任議員)

はい。本当、私自身も休校イコール廃校というか、もうたぶん復活せんだろうなというふうに勝手に思っていましたので、ちょっと急に質問をさせていただきました。

それで、3年前ですかね、の答弁のときに町長の答弁ですけど、「氷ノ山に相応しい利用形態を考えて見たらなということをおっしゃいます」と。それで、「環境大学、鳥取大学といった自然の観察をしてみるとか、そういった研究所にならないかということも思っている」というふうにおっしゃいました。それで、そうおっしゃった後に「やっぱり地域の皆さんと氷ノ山と関連したり、響の森と関連したりということで、地域の皆さんの意見を聞いて地域主導型のものを考えていけばとてもいいものができるんじゃないか」というふうにもおっしゃっております。それで、その3年前になるんですけど、その後、先程教育委員会が言われましたけど、どちらでもいいんですが、地元と何らかの協議をされたかどうかということをおっしゃっていただけます。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。地元とは協議はしておりませんが、地元の議員さんには一緒になって協議をしましょうという話はしております。ご存じのようにこれから5年先になりますと、氷ノ山の氷太くんのところの広場に大きなグラウンドを計画しております。県土整備事務所の方につきましても、その基盤まではちゃんとしてやるということがございますけども、これにはつく米の皆さんの大きなやっぱり用地の承諾があるわけがございます。そういうものと私は併せて一緒に議論をしながら集落の皆さんといい機会がございますから、一緒になって考えていこうということが一番得策ではないだろうかということをおっしゃいます。今インターネットでパッと広げて、たくさんの方が来るとということも考えられますけども、やっぱりこれまでからずっと経過を見ますと、つく米の皆さんとのしっかりとした議論の中で進めてまいりたいと。多少遅れてくるとは思いますが、私たち大きな事業をこれから控えておりますので、しっかり道路事情も良くなりますし、そういうようなところと併せてこれから検討していく方が一番得策だということをおっしゃいます。はい。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。本当にトンネルは掘ったけどそんなに変わらんじやいけないので、本当にそういった部分でもちょっとずつ進めていただけたらと思います。つく米分校もこの間、観光協会のトレッキングコースの一部としてトイレ休憩とかで使わせていただいております。全然使っていないというわけでもないで、また、そういった利用の方も引き続き続けていただけたらなというふうにおっしゃいます。

では、次の2つ目の質問になるんですけど、同じような

質問になりますが、その視察時に自立支援ハウスの方も視察しました。通学合宿等で使用されていますが、それ以外はあまり使っているようにはありません。この施設も利用者がなければ別のことも考えていけないのではないかと思うんですが、所見を伺います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。自立支援ハウスの今後の施設利用についてのお訊ねでございますけども、若桜町では高齢者が一人暮らしになっても少しでも長く住み慣れた町で安心して自立した生活が送れるよう旧若桜中学校寄宿舎を改修して、平成15年度に若桜町高齢者自立支援ハウスとして整備しています。定員は5名で個人のスペースと共同スペースを整備しましたが、利用者は平成16年2月～17年3月まで利用された方が1名のみで、その後の利用者はない状態が続いています。利用者がない要因として、自立した生活が送れるよう、家は住み慣れた地域で、また、自宅で暮らし続けたいと望んでおられることや知らない方との共同生活への不安などハードルとなっているものと考えております。しなしながら、年々高齢者の人口は増加しており、独居生活に不安を抱えているという声を多く耳にします。指導員等を置いて環境整備をしないと活用できないかとも思っておりますし、要支援の方のハウスとして民間の方が活用できないか、これらの声に応えるためにはどのような活用方法があるのか、具体的に検討していかなければならない時期が来たという具合に思っております。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。私も議員させてもらってからこれまでの利用者が1名ということを知らせていただいて、それからあまり利用されている感じがしないというのをずっと感じておりました。ちょっとこういった質問をさせていただいていますが、提案になるんかもしれませんけど、本当にこの地域コミュニティハウスの先駆けなんじゃないかなというふうに思ったりしています。それで、これまで1名の利用者があったということなんですけど、その後の広報みたいなものをされたかどうかというのがちょっとあまり見えてませんでして、「1名で、自分家で生活する方がいいって」いうような方が多かっただけでしてしまえばそうなんですけど、やはりそういったことがあるっていうのも知らない人もあるのかなというふうに思いますので、その後の広報っていうのはあったかどうか教えていただけたらと思います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。私の記憶では広報はしていないような気がしております。会って私も前の方にはお話した

んですけども、「いや、町長さん、とっても恐ろしくて1人夜、もうようおりませんわ。」っていうのが現実だったですし、それから風呂が大きくてとっても大変ですし、風呂を汲むのが大変だという話も聞かせていただきました。やっぱり先程も言いましたようにきちんとした指導員を置いて、きちんとした料金をもらおうと。そういうようなことを考えていかないと、今の時代ですから1人暮らせって言ったって、それはやっぱり不安だということをおもっておるところでもございます。今回私たちはやっぱり思い切って民間の、方があればそういうようなことで民間に使っていただくというようなことを考えた方が一番いいんじゃないだろうかなということをおもっておるところでもございます。

(川上議長)

前任孝行議員。

(前任議員)

はい。本当にその指導員という方が必要なかなというふうに思いました。それで、その民間活用、民間の方をお願いするというようなことも重要かと思えます。それで、その使用用途といたしまして、ちょっと自分自身の経験というか、これまでの経験で考えたことなんですけど、私のいところなんですけど、重度の障がいを持っておりまして、それで僕より1つ上の人だったんです。親はもう高齢でして、それでずっと世話をしていけないといけないというような状況で、それで、だいぶ高齢になってきて、なかなか世話も大変になってきた状況のときに、ぼそっと「私たちが先に死んだらこの子はどうなるんだろう。」というふうに言う言葉を聞いて、ちょっと考えさせられたことがありました。結局、何年前かな、3、4年前に亡くなって、それで、結局そういうことはなくなっただけなんですけど、やはりそういう障がいを持った方の保護者っていうか、今はたぶんどこかの鳥取の方の施設みたいなのところに預けられるのかと思うんですけど、事前にそういった、事前っていうか、身近なところで、そういった障がい者を受け入れるところがあって、管理人じゃないですけど、指導員の方もおられるとちょっとは安心して保護者の方も暮らしていけるんじゃないかなというふうにも考えて、ちょっと提案させていただきましたが、もし、そういったことについて、ご意見等ありましたら町長に伺いたいと思います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。私の方にも八頭ひかる会の方から、年に2回、再三そういうようなこともお話を、提案もしていただいておりますようにもございまして、そういうようなことも含めて、併せて考えていくことも非常に大切ではないだろうかなということをおもっておるところでもございます。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。3番目の方に移りたいと思います。その辺の指導員の件に絡めてですが、地域おこし協力隊でなんかそういったことの活用ができないのかどうかというところをお伺いしたいなと思います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。今現在、若桜町が募集している地域おこし協力隊は、地域の特性を活かした特産品の開発など商業による地域おこし活動に従事させる方でございます。前住議員のおっしゃるとおり地域の活性化に繋がるのであれば地域おこし協力隊が遊休施設を活用されることはやぶさかではないと思っております。地域おこしの一例といたしまして、例えば、棚田米の生産や鯉料理、林業などに従事していただく、担い手不足を解決していくために遊休施設を活用しながらやっていただけるような仕掛けも必要だと思いますし、そして、地域の住民と一緒にやって地域活性化に一役買っていただければ町も活性化していくと思います。具体的には吉川の寄来屋は活用があまりなされていない、そんなところにも入っていただき、都会からの子どもたちを受け入れて林業、農業、畜産、むらづくりの体験等十分に活用してもらおうと。そういうようなことは地域おこしでも十分にできると思っております。しかし、やっぱり福祉のそういう格好になってくると、それだけに任せるということはできませんから、やっぱりそれより上に、少しやっぱりそういう方がおられて、その中で働いていくということは十分に私は活用はできるんじゃないだろうかなということをおっしゃるところでもございます。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。先程の町長の答弁の中にも特産品開発で林業に従事しというようなことがありました。それで、ちょうど私も樹氷太鼓のメンバーに入らせてもらっております。環境大学のメンバーもたくさん今来ていただいております。結構太鼓以外でもこの若桜町にいろいろ関わってくださっていて、とてもありがたいことだなというふうに思っております。それでそのメンバーの1人が「もう若桜に住みたい。」と、女の子ですけど、それでその子の野望なんですけど、「自然学校を創りたい」というふうなことを言っております。それで、それはええことだと、本当に氷ノ山とか若桜町のこの自然を活かすのにとってもいいことだなと思いますので、これは町長に話しておかないけないということでも話させてもらいますけど、それで、本当にその自然学校を創りたい、どういうふうにしてやるのかというのはまだその辺は研究中だというふうに言っていましたけど、その前段で響の森がや

っとんさりますインタープリターの資格とか、そんなのも取りに行っておられますし、氷ノ山ばかりでなくてリスの森プロジェクトですか、あっちの方のお手伝いもしたりしておって、本当にそういった人材がいるという、もうこれはもう絶好のチャンスだと思いますので、何とか留めて若桜町に残ってもらえるようにしてほしいなというふうに思っております。それで、またその友達になるんですけど、環境大学の学生ですけど、その子は今度は林業がしたいということを言っているそうで、ちょっとその辺、その子とはまだ直接会ってはいないんですけど、そういった思いのある学生も出てきていますので何とか留めてほしいなというふうに思います。出身を聞けばその女の子の方は静岡市、それでこの林業をしたい子は岐阜だったかな、はい。の子ですし市内の子だったと思いますので、ぜひとも何とか引き留めるようなことをしていただけたらというふうに思います。そのことについて何か町長、所見があればお願いします。

(小林町長)

はい。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

私は、樹氷太鼓の皆さん本当に素晴らしいなと思って以前から見えておりましたですね、鳥大生、環境大学生、知らん間に若桜ファンになって若桜に住みたいということで環境大学のお嬢さんにもちょっと私も合わせていただきました。「とにかく若桜に住みたい」、「若桜大好き」ということでございまして、ああ、こういう活動をどんどんされると本当に若桜に住みたいんだということが私たちもよく分かりました。私は彼女に会いまして、「役場も募集しておりますから独身もたくさんおりますで。」と冗談を言いもってお話をしたんですけども、受験してみられたらどうですかという話やら、また地域おこし協力隊のこともございます。例えば、例えばの話でございんですけども、吉川の寄来屋に入っていたいでそこでどのように都会の方から若い子を連れてきて畜産や林業体験ができるか、そこには集落の若い人が集まって委員会をこしらえて、皆でこうして考えてやっていくというようなことは素晴らしいことができりやせんか、あるいは、これはつく米でも一緒だと思うんですけども、そういうようなことがどんどん、どんどん考えられていくし、発展ができるという具合に思っておるところでございまして、私はそういう環境をこれからは作っていきたいという具合に思っておりますので、一つグループの皆さんにもよく言っておいてください。はい、お願いいたします。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。本当にとってもいい答弁で、すぐに連絡したいとい

うふうに思います。本当にこういった遊休施設というのが有効に活用されるということで、より活気のある若桜町になるんではないかというふうに考えます。目的に沿ってちょっと視点を変えての利用方法というのものもあるかもしれませんし、またはもう思い切ってその使用目的とは変わった利用がなされて、活用されればというふうに個人的には思います。

## 危険空き家対策について

それでは、次の質問に移りたいと思います。2番目の危険空き家対策についてです。

平成26年6月、2年前ですね、空き家解体助成制度の創設を提案させていただきました。それからちょうど2年経ちました。その中の町長の答弁の中では、「解体補助金は考えていない」というふうに答弁されました。そんな中、全国的な課題であったため、空き家対策特別措置法が5月の26日に全面施行されました。危険な空き家を「特定空き家」と言われるそうですが、その周辺住民には朗報だったんではないかと思います。若桜町は空き家対策条例はありませんが、今後どのように考えているのか、伺います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。前任議員の空き家等の対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたが本町では条例が未整備であることについてのご質問でございますけども、空き家等対策の推進に関する特別措置法は地域における人口減少や既存の住宅建築物の老朽化、社会ニーズ及び産業構造の変化に伴い増加している空き家等が住民生活に深刻な影響を及ぼしているため、生活環境の保全と空き家等の活用の促進を目的に平成26年11月に公布され、翌平成27年2月26日に一部施行、同年5月26日に全面施行となった法律であります。この法律には、空き家の所有者及び管理者に対する管理責任が規定されているとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家の所有者等に関して自治体による指導、助言、勧告、命令などの措置について規制されております。また、全面施行に伴い国土交通省ガイドラインも定めており、その中で自治体が行う措置についての基準等が規定されております。これらの規定によりまして危険空き家等に対する対策は可能であると考えますが、法の趣旨に鑑み、より地域の実状に則した対応を講ずるため、関係各課の連携及び本町としての判断基準を検討することとしておるところでもございます。

(川上議長)

前任孝行議員。



(前住議員) はい。2年前の一般質問の答弁の中にも「条例を制定するまでに周辺住民の意見を聞いたり、所有者にも連絡して解体してくださいと言ったりすることの方が急げる」というふうにおっしゃいました。これは新法で言えば「助言」とか、「指導」というふうにあたると思うんですけど、この2年間ですけども、この近年ですがもう実際にそういった指導というか、助言されて解体された実績があるのかどうか、ちょっとお訊ねしたいと思います。

(川上議長) 答弁を求めます。小林町長。

(小林町長) はい。この2、3年の間でございますけども2件ほどございまして、1件は付属建物でございましたですけども、これは本宅も全くおられないというようなことで、都会の方に住んでおられましたから、地域の皆さんがこちらの方に何とかしてなと来られたんですけども、やはりちゃんと探して連絡を取られましたら、ちゃんと解体をされたということで地域の皆さんも安心しておられました。それからもう1件は、ちょっとまだあれなんですけども、氷ノ山の方に上がっていきますと1つありますね、これも地域の皆さんからもちょっとあったんですけども、これもやっぱり親戚がないかなということでしたっきりと探していただきましたら、親戚の方がこれはちゃんと解体をするというようなことも出てきておるところでもございまして、結構、私たちもやっぱり集落や行政が努力をすればある程度のことはいかなるようなことで処理はできるということでは思っておるところでございまして、これから先はかなりやっぱりそういう空き家が出るということもありますので、こういうことについては、私たちもこの間も、新聞にも出ておりましたね、条例を制定しているところがあるということもありますから、しっかりと私たちもやっぱり条例については真剣に検討をしてみたいという具合には思っておるところでございまして。

(川上議長) 前任孝行議員。

(前任議員) はい。本当に条例制定も本当にやっていかんといけんのかなというふうに思ったりします。その中でも先程町長も言われましたが、より地域に沿ったということは本当に重要だと思います。結構その新しい法律は何か強面型、以前も言いましたが、そっちがかなり強調される部分も出てきてしまいますので、その辺はなるべく柔軟型の方にいけるようなことの方がいいと思いますので、その辺も検討していただけたらというふうに思います。

では、2つ目の質問に移りますが、それで若桜町はまだ条例は制定してないんですが、5月27日の日本海新聞の方に県内のそこでは危険空き家と書いてありましたけど、特定空き家の数が示されていて、現状把握は

できているのは少なかったんですけど、若桜町は専門員を置いているという成果かなというふうに思いますが、4件の特定空き家があるというふうになっていました。それで、本当にその特定空き家の危険空き家ですけど、周辺住民にとって深刻な問題だと思えますがどのような対応をしていくおつもりか、お訊ねします。

(川上議長) 答弁を求めます。小林町長。

(小林町長) はい。空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に伴う本町の対応についての質問でございますけども、まず、先程のご質問にお答えしたとおり、先月全面施行となった空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定及び特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針の基準に基づき、対応が可能となっております。具体的には専門員等により特定空き家等の所在を確認し、その所有者又は管理者について固定資産税情報の活用により特定し、所有者等に対し修繕、撤去などの周辺の生活環境の保全を図るための措置を取るよう指導、助言、勧告、さらには命令と段階を踏んで改善を求めます。それでもなお改善が見られない場合には必要な手続きを経た上で、行政大執行が可能な旨が規定されております。いずれにいたしましても個人の財産に関することでもありますので、基本的には所有者等の責任において適正な管理を求めていきますが、その責任が果たされない場合には法の規定に基づき適正に対処してまいりたいとも考えておるところでもございます。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。本当にその法律に則ってということとされていくんではないかなというふうに思えます。それで、先程固定資産税の方の情報からということとありますが、本当にこれまでは宅地だと特別措置か、それで6分の1ぐらいの固定資産税になるということとそのままにしておる方が多かったと。だけど、特定空き家に指定されればそれがなくなるということと本気で所有者の方は解体を考えないといけない状況にはなってきていますので、その辺は本当にこれから進むんじゃないかなというふうに思いますが、やっぱりそういった固定資産税の方もその法律に則ってされるつもりかどうかというのを教えていただけたらと思います。

(川上議長) 答弁を求めます。小林町長。

(小林町長) はい。当然、指定をしたらやらなくてはならないという具合に思っておるところでもございます。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。たぶん、所有者の方もこの情報はたぶん得られていて本当に考えないといけないと思って考えておられ

ると思うんですけど、なかなかそれで、すぐ、向かえる方は、それはそれでいいんですけど、なかなか難しい方もあるのかなと、今日たまたまNHKの「あさイチ」でもやっています、なかなか9時ぎりぎりにならないと私も来られなかったんですけど、そういった面もあったりするので、やっぱり先程町長が言われましたように、より地域に合ったということで、危ないのは本当に早く撤去せんといけんですけど、所有者の方がよりやりやすいように考えていただけたらなというふうに思います。2年前の質問は繰り返しませんけど、確か前回提案させてもらったときに紹介した自治体、秋田の大仙市かな、の方も補助金、助成金と解体助成金と何か銀行と一緒にあって解体ローンというのを組んでされるというようなやり方もあるそうですし、長崎の方ではもうそれはちょっと難しいんかもしれませんけど、もう空き家を行政が買い取って、それで公共施設にするというようにもされているようでして、そういった事例もあると思いますので、何べんも聞きませんが、そういったことも考えながら危険空き家が、特定空き家がなくなるように配慮していただけたらなというふうに思います。

本当に以前も申し上げました、こういった特定空き家というのを放っておくより本当に更地にしてしまって、それで本当に若い人が本当に何かできるようなことがないかなというふうに以前も言わせていただいたんですけど、そういった環境づくりをしていただけたらなというふうに思います。

以上で質問を終わります。